



- 国連女性差別撤廃条約35年 8
- 漫画家 諸星 大二郎さんに聞く 9
- ベビーシッター事件考える 11
- 「慰安婦」強制性示す新資料 14
- ◀体重別柔道、大野が初制覇 12

# しんぶん 赤旗

2014年 4月 7日 月曜日  
 日刊第22740号  
 発行所 日本共産党中央委員会  
 東京都渋谷区千駄ヶ谷4の26の7  
 〒151-8586 電話 03(3403)6111

ファクス 中央委員会 03(5474)8358 赤旗編集局 03(3350)1904 <http://www.jcp.or.jp/>

憲法9条を  
まもりましょ  
う

日本共産党北区議会議員  
さがらとしこ  
区政レポート  
2014.4.8. No.1216.

ご相談はお気軽に  
TEL とも 3905-0970  
FAX とも 3905-0970  
さがらとしこ事務所  
赤羽北3-23-17  
(バス停「赤羽北3丁目」、メガシティ近く)  
日本共産党議員団  
区役所内 3908-7144  
<http://www.kitanet.ne.jp/~kyoukita/>

◎おはようございます。  
今朝のポトは、「しんぶん赤旗」4/7(月)付16面をご紹介します。安倍首相が集団的自衛権を容認する根拠としてもちだした「砂川判決」の真実を報じています。  
日刊(朝刊のみ)月3400円

## 「個別的自衛権は認められたが、集団的自衛権は認められていない」

### 砂川判決

米軍駐留の合憲性が最大焦点になった判決。1957年7月に米軍立川基地(旧砂川町、現・立川市)の拡張に抗議するデモ隊の一部が基地内に立ち入ったとして、日米安保条約に基づく刑事特別法で起訴(砂川事件)。東京地裁は59年3月、米軍は憲法9条2項が禁じた「戦力」にあたり、駐留は違憲だとして無罪を判決。これに対して最高裁は同年12月、米軍は「戦力」ではないとして一審判決を棄却しました。判決に先立って最高裁と日米両政府が密議を交わしていました。

砂川闘争で、米軍基地拡張に抗議する農民・労働者・学生の目の前を飛来する米軍機(砂川を記録する会提供)



砂川判決直後、岸信介首相(当時)が集団的自衛権について「憲法上は、日本は持っている」(60年3月31日、参院予算委)と答弁するなど、むしろ集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの解釈が確立しています。

砂川判決直後、岸信介首相(当時)が集団的自衛権について「憲法上は、日本は持っている」(60年3月31日、参院予算委)と答弁するなど、むしろ集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの解釈が確立しています。

安倍政権が集団的自衛権の行使容認の根拠としようとしている1959年12月の「砂川最高裁判決」(別項)について、政府の法令解釈などを担う法制局(現・内閣法制局)の林修三長官(当時)が、集団的自衛権については「未解決」との見解を示していたことが分かりました。同判決を集団的自衛権の根拠とする考えには専門家から批判の声が相次いでいますが、その批判を明確に裏付けるものといえます。

# 法制局長官(当時)が 言明していた

54年から64年まで法制局・内閣法制局長官を務めた林氏は旬刊誌『時の法令』(当時は大蔵省印刷局発行)に「砂川判決をめぐる若干の問答」と題する一文を掲載。この中で「わが憲法がいわゆる集団的自衛権を認めているかどうかという点も、なお未解決だね。個別的自衛権のあることは今度の判決ではっきりと認められたけれども」(60年344号)と述べています。

### 首相らの根拠のなさ 裏付け

直属機関「安全保障法制整備促進本部」での講演で、「最高裁は59年の砂川判決で、個別的とか集団的とか区別せずに、固有の権利として自衛権は当然持っていると言っている」と主張。安倍首相も同様の国会答弁を行っています。

一方、林氏は、砂川判決が個別的自衛権については認定しているものの、集団的自衛権の保有については判断していないとしており、高村氏の主張とは真向から反しています。

さらに林氏は、砂川最高裁判決の趣旨は駐留米軍が憲法9条2項に違反しないという点であるとの見方を示した上で、「現行安保条約はもっぱら米軍の行動と権利のことを規定しているだけで、わが国のそういう問題を具体的に規定していないのだから、判決が(集団的自衛権に)触れていないのは当然」とも述べています。

や一定例区議会が、日本共産党が是正求めた

# 北区が見童手当差し押え

## 「子育て一番」どころか違法徴収

北区は2012年度から「経営改革新5カ年プラン」のもと、住民税と保険料(国保・後期医療・介護保険)の滞納者に容赦ない取り立てを行っています。部や課の枠をこえた「収納推進課」を新設し、「児童手当」「就学援助」が振り込まれた普通預金を「残高ゼロ」にまで差し押さえるという異常なものです。「児童手当」等は法律で差し押さえてはならないとする「差押え禁止財産」であり、北区は直ちに違法な差押えをやめるべきです。

福島区議に寄せられる児童手当4万円、年殺まで考えた」と訴えた相談では、普通預金 金12万円余、利息1円 ています。通帳の残高全額にあたる児童手当4万円、年殺まで考えた」と訴え、差し押さえられ、「自己また、生活保護世帯

# 戦争、リアルに想像しよう

私の祖父は第2次大戦中、ビルマ戦線に送られたが、何とか生きて帰りました。子どものころからよく聞いた戦場の話は、悲惨の一語に尽きました。戦死者のほとんどが餓死かマラリアや赤痢などの病死だったそうです。『英雄的なものは微塵もありません』

と、軍隊の中で頻繁に理歯科医だった祖父は、不逞な暴力をふるわれた上官に呼びつけられては、そうです。それが軍隊、意味もなく殴られるな 戦争です。

作家 平野啓一郎さん



インタビュー  
「戦争する国」  
許さない  
2014. 3. 30. 付より

ひらの・けいいちろう 作家 著書に『日蝕』(芥川賞)、『決壊』、『空白を満たしなさい』など多数



↑ 桐郷小の花だん  
菜の花とむらさき花だんです。  
2014.3.卒業式の日撮影しました。  
以下略

の例では、受給中は執行停止されるはずの滞納金について区は差し押さえ通知を出し、驚いた親族が55万円を超える税と保険料を代理弁済すると(生活保護法では禁止されている)、区はそれを収納するということ、法を無視した事態までおきています。

「児童手当差し押さえは違法」の確定判決を受けた鳥取県は、「差し押さえ禁止財産は控除する」と滞納整理マニュアルを改訂しました。

た。共産党区議団は鳥取県の違法判決や、「生活実態をよく見て、差し押さえは悪質滞納者に限る」旨の国会答弁にもとづき、北区に繰り返し是正を求めています。

●9名の区議団の1人、福島宏紀議員によせられた生活相談の中から、こうした実態が明らかとなり、本会議、予算委員会の大きな問題となりました。

北園小あとのガケ補強  
シルバー・特養建設など  
北区が説明会と開きます。  
4月18日(金)おる7時~  
赤羽北区民センターにて

「桐ヶ丘遺跡」語る  
講演会があります。  
5月18日@2時-3時  
桐中の4Fラウンジ  
都の埋蔵文化財センター  
参加費は、無料です。

桐北小あと建替4期  
●3/18(金)に、都の工事説明会  
がおこなわれました。●説明会  
での意見や要望をもとに、「住民の会」  
の皆さんが、工事中の安全確保などを  
都東部建設事務所と区に要請。  
私も、その都議と同行しました。